

霞ヶ浦北浦で船舶を利用され遊漁等を楽しまれる皆様へ

「さし網」漁具にご注意ください

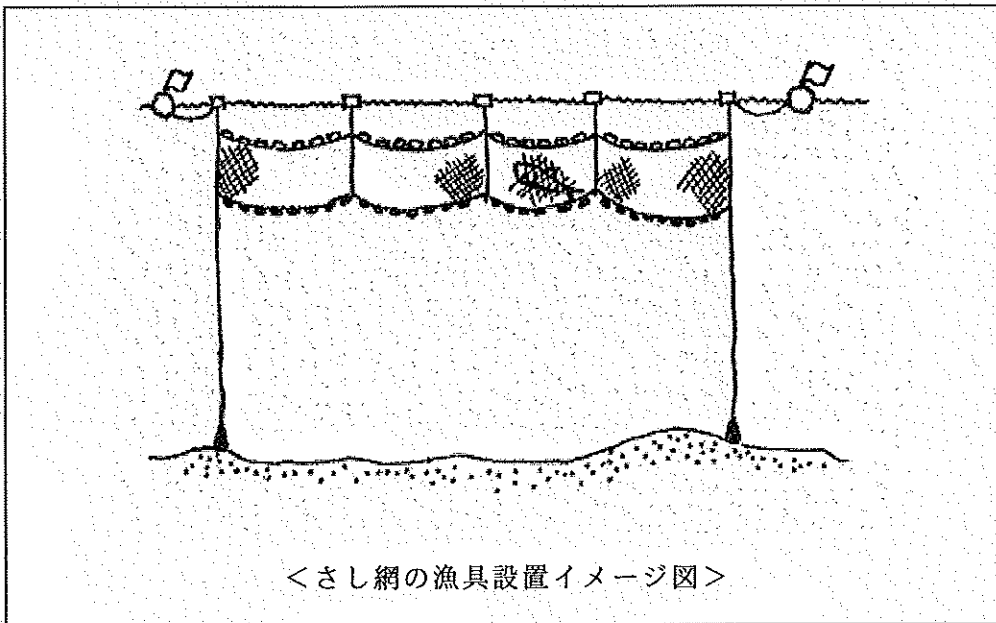
霞ヶ浦北浦では、12月10日にわかさぎ・しらうおひき網漁業（通称：トロール）の漁期が終わり、それに代わって、「さし網」漁業の操業が盛んになる時期になります。

漁具の設置に当たっては、船舶の航行の妨げのならぬよう注意しておりますが、遊漁等でバスボートなどの船舶を使用する際には、他の漁具と同様、「さし網」漁具に注意してください。

「さし網」とは、漁獲目的の水産動物の遊泳通過する場所を遮断するように張り、網目に刺させたり、絡ませたりして漁獲する漁具です。（イメージ図参照）

このため、一定時間網を張る必要があり、網を入れた場所の近くに漁具を設置した人や漁船がないこともあります。

「さし網」漁具の両端には浮標及び旗章が、浮標と浮標の間にも浮き（発砲スチロールなどの場合もあります）を目印として付けて、航行する船舶から視認しやすいよう配慮しておりますが、万が一設置された「さし網」漁具に船舶が接触した場合、航行上危険であるばかりでなく、プロペラ等に絡まり漁具等の破損の原因となるおそれがあることから、航行の際には十分にご注意ください。



霞ヶ浦漁業協同組合，きたうら広域漁業協同組合

麻生漁業協同組合，潮来漁業協同組合

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

TEL029-822-7269（漁業調整課）